

政令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七十七号）第二条第五項、第二十一条の二第一項及び第三項並びに第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号口中「いう。」に「の下に「、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十七号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。

以下口において同じ。）及び電気事業者以外の者の別に応じ」を加え、「〇・五五五」を「環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数」に改め、同号ニ中「総排出量算定期間において焼却された」を「次に掲げる」に、「のうちの廃プラスチック類」を「ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該一般廃棄物」に、「当該廃プラスチック類」を「当該一般廃棄物の区分に応じ当該一般廃棄物」に、「七百三十五」を「次に掲げる係数」に改め、「十二分の四十四を乗じて得られる量」の下に「を算定し、当該一般廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量」を加え、同号ニに次のように加える。

- (1) 廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物に限る。） 六百二十四
- (2) 廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く。） 七百五十四
- (3) 廃棄物を原材料とする固形燃料（古紙又は廃プラスチック類を主たる原材料とするもの及び動物

性の廃棄物又は植物性の廃棄物のみを原材料とするものを除く。） 二百十一

第三条第一項第二号ト(1)中「五・二」を「二十四」に改め、同号ト(5)中「〇・九二」を「一・五」に改め、同号ト(6)中「〇・〇三八」を「〇・〇一一」に改め、同号又(1)中「〇・〇〇五八」を「〇・〇〇二一」に改め、同号又(2)中「〇・〇〇四三」を「〇・〇〇二一」に改め、同号ル中「で埋立処分が行われたもの」を削り、「分解された」を「埋立処分が行われた」に改め、「当たりの」の下に「、埋立処分後の」を、「排出される」の下に「と見込まれる」を加え、同号ル(1)中「百四十三」を「百四十五」に改め、同号ル(2)中「百三十八」を「百三十六」に改め、同号ル(3)中「百四十九」を「百五十」に改め、同号ル(4)中「百三十八」を「百五十一」に改め、同号ヲ(2)中「〇・〇四九」を「〇・〇三八」に改め、同号ワ中「〇・五五」を「〇・五九」に改め、同号カ(1)中「〇・〇〇〇九六」を「〇・〇〇〇九五」に改め、同号カ(2)中「〇・〇七二」を「〇・〇七七」に改め、同号カ(3)中「〇・〇七五」を「〇・〇七六」に改め、同項第三号チ(1)中「三・六

八」を「一・六一」に改め、同号チ(2)中「一・二五」を「〇・五六」に改め、同号チ(3)中「〇・〇三九三」を「〇・〇二九三」に改め、同号リ(1)中「二三三・〇」を「九・七四」に改め、同号リ(2)中「十八・〇」を「四・八七」に改め、同号又(1)中「十二・一」を「九・七四」に改め、同号又(2)中「十・六」を「四・八七」に改め、同号又(3)中「十・八」を「九・七四」に改め、同号又(4)中「七十四・五」を「四十五・六」に改め、同号又(5)中「三十一・六」を「九・七四」に改め、同号又(6)中「九・四三」を「九・七四」に改め、同号ヲ(1)中「〇・〇〇〇〇六〇」を「〇・〇〇〇〇五七」に改め、同号ヲ(2)中「〇・〇〇〇〇六二」を「〇・〇〇〇〇五七」に改め、同号ワ(2)中「〇・〇〇〇〇九六」を「〇・〇〇〇〇九三」に改め、同号カ中「〇・〇〇二二」を「〇・〇〇二三」に改め、同号ヨ(1)中「〇・〇五六五」を「〇・〇五六七」に改め、同号ヨ(2)中「〇・〇五三四」を「〇・〇五三九」に改め、同号ヨ(3)中「〇・〇七一二」を「〇・〇七二四」に改め、同号タ(4)中「一・一一」を「一・〇九」に改め、同項第四号イ中「〇・〇一五」を「〇・〇一〇」に改め、同条第二項中「同項各号」の下に「(第一号口を除く。)」を加える。

別表第一の一の項中「二十六・六」を「二十五・七」に改め、同表の五の項中「三十八・二」を「三十七・七」に改め、同表の七の項中「四十一・七」を「四十一・九」に改め、同表の八の項中「五十・二」を「

五十・八」に、「〇・〇一六三」を「〇・〇一六一」に改め、同表の九の項中「五十四・五」を「五十四・六」に改め、同表の一〇の項中「四十一・一」を「四十四・八」に、「〇・〇一三八」を「〇・〇一三六」に改める。

別表第三の一の項中「〇・〇五〇二」を「〇・〇五〇八」に改め、同表の二の項中「〇・〇四一一」を「〇・〇四四八」に改める。

別表第四の二の項中「〇・〇五〇二」を「〇・〇五〇八」に改め、同表の三の項中「〇・〇四一一」を「〇・〇四四八」に改める。

別表第五の一の項中「〇・〇二六六」を「〇・〇二五七」に改め、同表の四の項中「〇・〇四一七」を「〇・〇四一九」に改める。

別表第六の二の項中「〇・〇三八二」を「〇・〇三七七」に改め、同表の四の項中「〇・〇四一七」を「〇・〇四一九」に改め、同表の五の項中「〇・〇五〇二」を「〇・〇五〇八」に改め、同表の六の項中「〇・〇四一一」を「〇・〇四四八」に改める。

別表第八の八の項中「で平成十八年四月一日以降に最終処分場において埋立処分が行われたもの」を削り

、「分解された」を「埋立処分が行われた」に改め、「として環境省令・経済産業省令で定める方法により算定される量」を削り、「当たりの」の下に「埋立処分後の」を、「排出される」の下に「と見込まれる」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の別表第八の規定は、平成二十二年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用する。

理由

温室効果ガスの排出量の算定方法の見直しを行う必要があるからである。